

3 - 2 臭気指数規制について

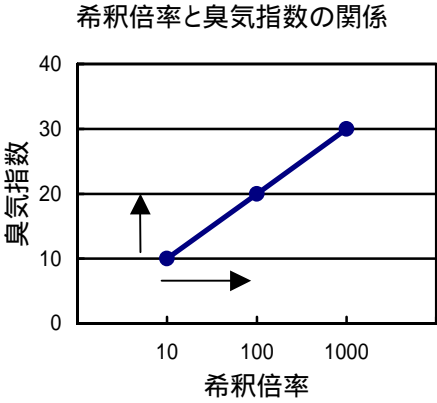
(1) 臭気指数の考え方

人間のにおいの感覚は、アンモニア等の臭気物質の濃度が10倍になっても、実際に感じるにおいの強さは2倍に、また臭気物質の濃度が100倍になっても、実際に感じるにおいの強さは3倍にしかならないといわれている。

このことから、人がにおいを感じる程度を、測定器によらず「人の嗅覚」を用いて的確に表す方法として、採取した空気を希釈してにおいを感じられなくなった時の希釈倍率から算出する「臭気指数」が、平成8年4月から悪臭防止法に導入された。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{希釈倍率})$$

図の説明 (臭気指数10の場合)
 希釈倍率が10倍になると (10 100)
 臭気指数は2倍になる (10 20)



(2) 臭気指数の基準

環境省では、悪臭防止法で規制する臭気指数の基準の範囲として、次の3つの区分を設定し、希釈してにおわなくなる倍率を定めている。

